

要 旨

宮城県では令和5年度より、文書規程第47条第3項を改正施行し、「歴史的価値を有する公文書」として公文書館が選定した文書を電磁的記録に変換し、当該電磁的記録を「正本」として保存することを目指す事業に取り組み始めた。本稿ではこの事業における、電磁的記録に正本性を具備するための基本的な考え方を検討するとともに、事業のこれまでの成果と浮かび上がってきた課題を総括し、若干の展望を示した。

第1章では、この事業が、宮城県の文書管理体制の中でどのように位置づけられるかについて論じた。宮城県では、改正した文書規程が現用文書制度と非現用文書制度とを繋ぐ重要な役割を担っていることを確認した上で、電子化事業が宮城県の文書管理全体の対応に資するものとして位置づけられることを指摘した。

第2章では、媒体変換後の電磁的記録を正本とするための条件・要件について論じた。媒体変換においては従来までの知見に学びながら、特に媒体変換の対象となる資料の選定が重要であることを確認した。その上で、規定による手続きに則ることで初めて「正本化」は行いうることを論じ、宮城県においても実施要綱の整備や具体的仕様の作成なども含めた、規定による手続きをより一層重視する必要があることを指摘した。

第3章では、前章までにおいて検討した課題を整理した上で、まずは原本の廃棄について規定中で適切に位置づける必要があることを指摘した。併せて、宮城県における現行のマニュアルの改正ポイントや求められる手続きについて簡潔にまとめた上で、文書管理条例の制定まで視野に入れた議論が求められることを提言した。

本稿では具体的な仕様・規格の内容にまでは踏み込まず、公文書館が選定した文書を媒体変換し、変換後の電磁的記録を「正本」とする際に求められる基本的な考え方を整理した。本稿の問題提起をきっかけとして、より具体的な議論へと発展することを願っている。